

青森県報

第二千二百十号

平成十五年
八月八日
(金曜日)

目次

告示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更	市振興課	一
右 同	同	一
右 同	同	一
青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額	同	二
青森県立三沢航空科学館に係る使用料の徴収事務の委託	同	二
救急病院の設置	(健康医療課)	二
保安林の指定解除予定	(林政課)	二
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	三
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	三
県営土地改良事業計画の決定	同	三
建設業者の許可の取消し	(十和田県土整備事務所)	四
右 同	(鯉ヶ沢県土整備事務所)	四
出先機関		
土地改良区の役員の退任	(東地方農林水産事務所)	四
土地改良区の役員の就任	(上北地方農林水産事務所)	五
公安委員会		

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

型式の検定適合遊技機

(企画課) 五
(生活安全課) 五

告 示

青森県告示第五百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を青森市本町三丁目に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市安方二丁目一〇八の地先公有水面埋立地一、八四一・八〇平方メートル

青森県告示第五百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を青森市本町三丁目に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市安方二丁目一〇八の地先公有水面埋立地九、六九八・四三平方メートル

青森県告示第五百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第

一項の規定により、蓬田村長から蓬田村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を蓬田村大字郷沢字浜田に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の二〇の地先公有水面埋立地八九二・五二平方メートル

青森県告示第五百十三号

青森県立三沢航空科学館条例(平成十五年三月青森県条例第一号)別表第二号の規定により、青森県立三沢航空科学館の食堂施設及び売店施設の使用料の額を次のとおり定める。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	金 額 (一年につき)
食 堂 施 設	七十九万八千三百円
売 店 施 設	三十九万三千三百円

備考 使用期間が一年に満たないとき、又は使用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について日割で計算する。

青森県告示第五百十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、財団法人青い森みらい創造財団に対し、平成十五年八月八日から平成十六年三月三十一日までの間における青森県立三沢航空科学館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
国立療養所青森病院	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字平野一五五	平成十八年八月七日

青森県告示第五百十六号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
八戸市大字市川町字下揚一八六の一・字橋向二四の九・九〇の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 三 保安林を解除しようとする理由
送油管用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び八戸市庁に備えて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
県民生協のぎわ店 青森市大字羽白字沢田三〇六の	県民生協はまなす館 青森市大字羽白字沢田三〇六の	平成 一 五 年 七 月 二 十 八 日

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合
青森市大字羽白字沢田三〇一の
理事長 井筒智義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	海老名ひさ 青森市大字羽白字沢田三〇一の	平成 一 五 年 七 月 二 十 八 日

四 届出年月日

平成十五年七月二十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年八月八日から同年十二月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十二月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、藤島川土地改良区の定款の変更を平成十五年七月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、緩沢下地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年八月十一日から同年九月五日まで

三 縦覧の場所

木造町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 松陽工業

二 氏名 伊沢 均

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字八斗沢字伊谷沢六の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第五〇〇一一三三〇

五 取消年月日 平成十五年七月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 秋元住宅

二 氏名 秋元 司

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢七八の三三一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一二）第一一〇三六号

五 取消年月日 平成十五年七月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年七月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年八月八日

東地方農林水産事務局長 小 野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日

理事	森 秀夫	蓬田村大字阿弥陀川字汐千五八の一	平成一五・六・二六
"	蝦名 勉	" 大字広瀬字坂元五四六の一	一五・六・三〇
"	八幡 敏雄	" 字高根二二三の二二	"

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年八月八日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	内山 勝太郎	一 上北郡上北町大字新館字屋敷添五七の	平成一五・四・一

公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月八日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

青森県公安委員会規則第七号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八

月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二中

浅所警察官駐在所	東津軽郡平内町大字浅所字浅所七番地
内童子警察官駐在所	東津軽郡平内町大字田茂木字家岸八七番地
山口警察官駐在所	東津軽郡平内町大字山口字後田四番地
浅所警察官駐在所	東津軽郡平内町大字浅所字浅所七番地
山口警察官駐在所	東津軽郡平内町大字山口字後田四番地

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県公安委員会告示第四十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年八月八日

青森県公安委員会委員長 榎 引 利 貞

